

# ドバイ日本人学校保護者の会 会則

## 第1章 名称

第1条 この会は、ドバイ日本人学校保護者の会（呼称：アウリア）と称する。

## 第2章 事務局の所在

第2条 この会の事務局をドバイ日本人学校内におく。

## 第3章 目的および活動

第3条 この会は、ドバイ日本人学校在学者の保護者が協力して、家庭、学校およびコミュニティにおける児童・生徒の幸福な成長をはかるために設立するものである。

第4条 この会は、教育目標をもつ民主的団体として、次の方針を基本的態度として活動する。

- ① 特定の政治・宗教・経済・団体などにとらわれない。
- ② もっぱら営利を目的とするような活動はしない。
- ③ 学校管理や教職員の人事に干渉しない。

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、第4条の方針に基づき次の活動をする。

- ① 学校と家庭の連絡を密にして、児童・生徒の生活指導につとめる。
- ② 学校および日本人学校運営理事会などと学校の問題について協議し、学校の教育活動やその運営に資するため意見を述べ、保護者の意見を徴して参考資料を提供する。
- ③ 児童・生徒の教育的環境を良くするために努め、必要に応じて日本並びにU A E (DUBAI) 等の関係機関・団体と連絡を取り合い、働きかけを行う。
- ④ 会員相互の研修をはかり、海外子女教育の推進に努める。

## 第4章 会員

第6条 この会は、ドバイ日本人学校在学者の保護者をもって会員とする。

ただし、総会選出の役員等は、学年末に資格を失っても次の定期総会までは会員となる。

第7条 会員は会則に規定された権利と義務を持ち、会則に基づいて会費を納めるものとする。

## 第5章 経理

第8条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第9条 この会の経理は、役員会で認められた予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認されなければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員等

第12条 この会に次の役員をおく。役員その他、日本人学校から教頭がオブザーバーとして参加する。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計監査 2名
4. クラス役員 小学部各学年1名、中学部1・2年各1名

### 第13条 役員選出方法

第1項 会長・副会長は、下記を基準に保護者から候補者を選出し、それぞれ総会で承認を得る。

①自薦。

②各家庭(長子)の編入学順。但し一旦退学後再編入した場合は、編入日から退学期間を差し引いた日数を在籍日数とし、在籍日数順でクラス名簿に戻す。

③②で同位となった場合、長子の入国日。

④自薦の場合を除き、下記に該当する者は候補者とししない。

(除外の当否については必要に応じ、現会長・副会長の決裁を得るものとする)

1. 日本人学校運営理事会の理事として、2年以上役職を務めた者
2. 会長、副会長経験者
3. 日本人学校教職員
4. 日本人会教育部役員
5. 日本人会各部長
6. 半年以内の帰国、移動が確定している者
7. 日本語の読み書きに堪能でない者
8. 体調不良、家庭の事情により職務の遂行が困難と認められる者
9. 副会長について、会長と同一企業に所属し、かつそのことが保護者の会の職務の妨げとなることが予想される者
10. その他、妥当と判断される場合

第2項 クラス役員については、前項④および1を除く前項の規定を準用する。

但し下記の1～19に該当する者も候補者より除外する。

複数の学年で候補となった場合、長子の学年の候補とみなす。

12. クラス役員経験者
13. 会長・副会長の配偶者および会長・副会長経験者の配偶者
14. 日本人学校教員の配偶者
15. ナーサリーに通っていない、またはナニーがいない未就園児の保護者  
(ナーサリー、ナニーは週1回以上などのフルタイム以外を含む)
16. 中学部3年生の保護者
17. 就労ビザの資格でドバイに滞在する者
18. 長子の入国日から6カ月以内の者
19. 連絡係(中学部3年)経験者

なお、中学部3年につき、クラス役員者は置かないが連絡係を指名し、保護者の会役員からの連絡事項等を中学部3年保護者に伝達するものとする。

候補者が居ない（保護者全員が免除規定に該当など）場合には、以下の順に免除規定を無効として候補者を選出する。

- ① 兄姉の長子クラスでクラス役員未経験者
- ② 会長・副会長経験者の配偶者でクラス役員未経験者
- ③ クラス役員経験者(会長・副会長経験者の配偶者は除く)
- ④ クラス役員経験者(会長・副会長経験者の配偶者)

第3項 会計監査は、前年度会長が指名し総会で承認を得る。

会計監査と他の役員との兼任は認めない。

また、会長・副会長の配偶者およびクラス役員の配偶者は除外する。

第14条 役員の任期は、選出されてから次年度に後任者が選出されるまでの1年間とする。

ただし、会長・副会長に欠員者が生じた時は前条の規定に従って速やかに補充し、任期は前任者の残任期間とする。また、役員の前回は妨げない。クラス役員に欠員者が生じた時は前条の規定に従って速やかに補充し、任期は前任者の残任期間とし、役員の前回は妨げないが、前条規定の総会での承認を、会員への事後通知に代えることができる。

第15条 各役員の職務

第1項 会長はこの会を代表し、次の職務を行う。

1. 総会・役員会を招集しその議長を指名できる。
2. 必要に応じ特別委員会をつくり、委員を委嘱する。

第2項 副会長は会長を補佐し、会長が対応困難な際にはその職務を代行する。クラス役員バス係から適時報告を受け、それをもとに必要な助言を行う。

第3項 会計監査は前年度会計が適切に行われているかを監査し、総会にて報告する。

第4項 クラス役員は学校とクラス内の情報交換およびクラス活動の企画運営を行う。

第16条 会計監査が任期中に退任する時には、退任前に会計監査を行わなければならない。

## 第7章 機関

第17条 この会を運営するために次の機関をおく。

1. 総会
2. 役員会
3. 特別委員会

第18条 総会は全会員で組織され、この会の最高決議機関である。

第19条 総会は定期総会および臨時総会とする。

定期総会は毎年度初めに開催する。臨時総会は、会長および役員会が必要と認めた時、または会員の3分の2以上の文書による要求があった時に開くことができる。

なお、総会は対面、オンラインまたはメール配信による書面決議の方法により実施することができる。

第20条 総会の定足数は会員の3分の2とし、議決は出席者の過半数によるものとする。

なお、書面決議（メール配信等）により総会を実施する場合は、所定の方法により回答した会員を出席者とみなし、その過半数をもって議決とする。

第21条 役員会は会長が必要と認めたとき開き、重要事項を処理する。

この会の定足数は、役員の前回は3分の2とし、議決は出席者の過半数によるものとする。

第22条 特別委員会は役員会で選出された委員長が召集し、関係事項を処理する。

## 第8章 会費の徴収

第23条 会則第4章第7条に定める納入事項を下記の通りとする。

1. 会費は普通会費と特別会費とする。
2. 普通会費は、下記の通りとする。
3. 特別会費は、総会または特別委員会の決議により徴収することができる。
4. 途中入会者、もしくは退会者についても、当該月は月額会費全額を納入する。

普通会費	会費(月額)	議決権
ドバイ日本人学校在学者の一世帯当たり	20 Dhs	1票

\*特別な事情のある会員については、会長がその必要があると認めた場合は減免することができる。

## 第9章 個人情報の取り扱い

第24条 この会では個人情報について、下記のように取り扱うこととする。

### 第1項 個人情報保護方針

この会は、職務上利用する個人情報の重要性を認識し、個人情報を保護することが社会的責務であると考え、以下の方針およびルールを定め、役員全員が責任を持って適正に利用、管理を行う。

1. 個人情報は原則、学校側から提供され、収集は行わない。
2. 提供された個人情報は暗号化およびパスワード保護し、役員間共有フォルダで管理する。
3. 個人情報を利用する際は、利用目的を明確にし、その目的の範囲内で利用する。
4. 個人情報は会長から許可を得て利用することとし、共有フォルダ上で閲覧を行い、共有フォルダ以外での複製、保存を禁じる。
5. 個人情報の取扱に関する苦情・問い合わせに真摯に対応する。

### 第2項 提供される個人情報

この会の行う活動において必要である個人情報を学校側から提供頂く。

例：児童生徒氏名、保護者氏名、保護者連絡先、入国日など

### 第3項 利用目的

1. 学校から提供頂く情報をこの会の活動計画を実行することを目的の範囲内とし利用する。  
例：会員名簿作成、保護者の会主催イベントの開催、クラス活動、卒業記念品など
2. 会員は学校およびアウリアから取得した個人情報をビジネス目的で使用したり、また第三者に提供・開示することはできない。違反した場合、会員は損害賠償責任を負い、関連する法的費用も負担するものとする。

## 第10章 紛争の解決および免責事項

### 第25条 紛争解決の原則

3. 役員と会員との間で紛争が生じた場合、単独で対応せず、会長・副会長に報告し役員全体で協議の上、解決策を講じるものとする。
3. 会員が不当な要求や威圧的な言動を行った場合、速やかに警告を発し、改善が見られない場合は第三者

機関を交えた審議をする。特に悪質な場合は、法的措置を含む対応を検討するものとする。

3. 役員は誠実に対応するものとするが、故意または重大な過失がない限り、役員本人が責任を負うことはないものとする。

## 第11章 細則

第26条 この会の運営についての必要な細則は、役員会の決議を得て、会員に交付されることにより制定または改廃できる。そしてその結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第12章 改正

第27条 この会則は総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

「付則」この会則は、昭和58年10月1日より効力を発する。

昭和61年 4月	次の事項抹消	第12条3項、第13条「事務局長」、第17条
平成元年 4月	次の事項抹消	第27条5項
平成 2年 4月	次の事項抹消	第12条5項、第14条、第18条、第19条、第20条
	一部改定	第27条5項・6項の一部
平成 4年 4月	次の事項抹消	第5条⑤
平成 7年 4月	一部改定	第12条3
平成10年 4月	第〇条の数字の整理	[21条・22条 以前(平成3年度)に抹消]
平成13年 4月	一部改定	第12条3
平成16年 4月	一部改定	第24条2
平成17年 4月	一部改定	第3条、第6条、第7章、第24条2、第26条
平成19年 4月	一部改定	第12条3、第13条、第24条2
平成20年 4月	一部改定	第13条5
平成21年 4月	一部改定	第14条
平成23年 4月	一部改定	第13条②
平成24年 4月	一部改定	第13条、第14条
平成25年 4月	一部改定	第13条、第16条
平成26年 4月	一部改定	第13条
平成29年 4月	一部改定	第13条 第2項
令和 2年 4月	一部改定	第12条、第13条 第2項
令和 3年 4月	一部改定	第13条 第1項 5・第2項15、第14条
令和 4年 9月	全面改定	[学校運営規則改定に伴い、PTA名称変更、教員の退会、個人情報保護などを同会則に反映]
令和 5年 4月	一部改定	第13条 第2項
令和 6年 4月	一部改定	第13条 第1項、2項
令和 7年 4月	一部改訂	第9章 第24条 3項・第10章 第25条
令和 8年 4月	一部改訂	第13条 第1項②④・第7章 第19条、第20条